

希少野生動植物は 県民みんなの宝です

～希少野生動植物の保護に対する御理解と御協力をお願いします～

絶滅の危機から守ろう！

奄美群島版



鹿児島県

希少な野生動植物を保護するために……

野生動植物は、人類生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、私たち県民の豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしています。

私たちは、これらの野生動植物を県民共有の財産として次の世代に引き継いでいかなければなりません。

しかしながら、県内では生息・生育環境の悪化や乱獲等により多くの希少野生動植物が絶滅の危機に瀕しています。

「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物（鹿児島県レッドデータブック2016）」では、県内には絶滅のおそれのある希少野生動植物が約1,400種あることが明らかになっています。

このため、県では県内に生息・生育する希少野生動植物を保護することにより、生物多様性の確保を推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、平成15年3月に「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、平成15年12月から施行しています。

この条例では、希少野生動植物の中でも特に保護を図る必要があるもの（乱獲等により、その存続に支障を来すおそれがあるもの等）を「指定希少野生動植物」に指定して、保護を図っています。

また、この条例のほか、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」や「鹿児島県ウミガメ保護条例」等により、県内の希少野生動植物が保護されています。

県内に生息・生育する希少野生動植物の保護に対する県民の皆さんの御理解と御協力をお願いします。

「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」では、県内に生息・生育する希少野生動植物を保護するため、次のような事項を定めています。

1 希少野生動植物の保護に努め、良好な自然環境をみんなで保全しましょう。

2 指定希少野生動植物の生きている個体を捕獲、採取することや、違法に捕獲、採取されたものの譲渡、所持等はできません。

（学術研究などの目的の場合には、捕獲等ができる場合もありますが、あらかじめ知事の許可を受ける必要があります。）

※指定希少野生動植物…希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があるものとして、知事が指定したもの（別表及び写真参照）

3 特定希少野生動植物の譲渡しの業務を伴う事業（特定事業）を行う場合については、知事への届出が必要となります。

（令和7年3月現在指定なし）

※特定希少野生動植物…指定希少野生動植物のうち、商業的にその個体の繁殖をさせることができるものであって、知事が指定したもの

4 生息地等保護区の区域内においては、工作物の建築、宅地の造成などの行為を行う場合には、許可や届出が必要となります。

（令和7年3月現在指定なし。）

※生息地等保護区…指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域として指定されたもの

5 条例の規定に違反して、指定希少野生動植物の捕獲、採取等を行うなどの違法行為を行った場合は、罰則が科されます。

（最高で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

6 希少野生動植物の保護や普及啓発などを図るため、県内各地に希少野生動植物保護推進員を設置しています。

■希少野生動植物保護の関連法令等

(令和7年3月現在)

種の保存法	希少野生動植物保護条例 [県]	希少野生動植物保護条例 [市町村]	鳥 獣 保 護 管 理 法	県 ウ ミ ガ メ 保 護 条 例	文 化 財 保 護 法	県 文 化 財 保 護 条 例
国内希少種 (458種) うち奄美関係分 (40種)	県指定希少野生動植物 (57種) うち奄美関係分(33種) 県特定希少野生動植物 (指定なし)	奄美大島5市町村 指定希少野生動植物 (53種) 徳之島3町 指定希少野生動植物 (31種)				

■「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」で、捕獲・採取等が禁止されている種（57種のうち奄美群島に生息・生育する33種）

■（動物）16種

(令和7年3月現在)

分類	種名(和名)	種名(学名)	科名	県カテゴリー
爬虫類	オキナワトカゲ	<i>Plestiodon marginatus</i>	トカゲ科	絶滅危惧Ⅱ類
爬虫類	バーバートカゲ	<i>Plestiodon barbouri</i>	トカゲ科	絶滅危惧Ⅱ類
魚 類	リュウキュウアユ	<i>Plecoglossus altivelis ryukyuensis</i>	アユ科	絶滅危惧Ⅰ類
魚 類	タナゴモドキ	<i>Hypseleotris cyprinoides</i>	カワアナゴ科	絶滅危惧Ⅰ類
魚 類	タメトモハゼ	<i>Ophieleotris sp.</i>	カワアナゴ科	絶滅危惧Ⅰ類
魚 類	キバラヨシノボリ	<i>Rhinogobius sp.</i>	ハゼ科	絶滅危惧Ⅱ類
貝 類	シマカノコ	<i>Neritina turrita</i>	アマオブネガイ科	絶滅危惧Ⅱ類
貝 類	ムラクモカノコガイ	<i>Neritina variegata</i>	アマオブネガイ科	絶滅危惧Ⅰ類
貝 類	ヤエヤマヒルギシジミ	<i>Gelonina reosa</i>	シジミ科	絶滅危惧Ⅰ類
甲殻類	サキシマヌマエビ	<i>Caridina sakishimensis</i>	ヌマエビ科	絶滅危惧Ⅱ類
甲殻類	ヤシガニ	<i>Birgus latro</i>	オカヤドカリ科	絶滅危惧Ⅰ類
甲殻類	リュウキュウサワガニ	<i>Geothelphusa obtusipes</i>	サワガニ科	絶滅危惧Ⅰ類
甲殻類	ヒメオカガニ	<i>Epigrapsus notatus</i>	オカガニ科	絶滅危惧Ⅰ類
甲殻類	ドウクツベンケイガニ	<i>Karstarma boholano</i>	ベンケイガニ科	—
甲殻類	コウナガカワスナガニ	<i>Moguai elongatum</i>	ムツハアリアケガニ科	絶滅危惧Ⅱ類
甲殻類	ヨウナシカワスナガニ	<i>Moguai pyriforme</i>	ムツハアリアケガニ科	絶滅危惧Ⅰ類

■（植物）17種

(令和7年3月現在)

分類	種名(和名)	種名(学名)	科名	県カテゴリー
植 物	ミヤビカンアオイ	<i>Heterotropa celsa</i>	ウマノスズクサ科	絶滅危惧Ⅰ類
植 物	ハツシマカンアオイ	<i>Heterotropa hatsushimae</i>	ウマノスズクサ科	絶滅危惧Ⅱ類
植 物	アマミアセビ	<i>Pieris amamioshimensis</i>	ツツジ科	絶滅危惧Ⅰ類
植 物	アマミセイシカ	<i>Rhododendron amamiense</i>	ツツジ科	絶滅危惧Ⅰ類
植 物	テンノウメ	<i>Osteomeles anthyllidifolia</i>	バラ科	絶滅危惧Ⅱ類
植 物	ウケユリ	<i>Lilium alexandrae</i>	ユリ科	絶滅危惧Ⅰ類
植 物	クスクスラン	<i>Bulbophyllum affine</i>	ラン科	絶滅危惧Ⅰ類
植 物	シコウラン	<i>Bulbophyllum macrae</i>	ラン科	絶滅危惧Ⅰ類
植 物	アマミエビネ	<i>Calanthe aristulifera var. amamiana</i>	ラン科	絶滅危惧Ⅰ類
植 物	レンギョウエビネ	<i>Calanthe lyroglossa</i>	ラン科	絶滅危惧Ⅰ類
植 物	オナガエビネ	<i>Calanthe masuca</i>	ラン科	絶滅危惧Ⅰ類
植 物	カンラン	<i>Cymbidium kanran</i>	ラン科	絶滅危惧Ⅰ類
植 物	フウラン	<i>Neofinetia falcata</i>	ラン科	絶滅危惧Ⅰ類
植 物	カクチョウラン	<i>Phaius tancarvilleae</i>	ラン科	絶滅危惧Ⅰ類
植 物	ナゴラン	<i>Sedirea japonica</i>	ラン科	絶滅危惧Ⅰ類
植 物	アキザキナギラン	<i>Cymbidium javanicum var. aspidistrifolium</i>	ラン科	絶滅危惧Ⅰ類
植 物	キバナノセッコク	<i>Dendrobium catenatum</i>	ラン科	絶滅危惧Ⅰ類

■「種の保存法」(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)で、捕獲・採取等が禁止されている種

(奄美群島に生息・生育する40種)

分類	種名(和名)	科名
哺乳類	アマミノクロウサギ	ウサギ科
哺乳類	ケナガネズミ	ネズミ科
哺乳類	アマミトゲネズミ	ネズミ科
哺乳類	トクノシマトゲネズミ	ネズミ科
哺乳類	リュウキュウテングコウモリ	ヒナコウモリ科
哺乳類	ヤンバルホオヒゲコウモリ	ヒナコウモリ科
哺乳類	リュウキュウユビナガコウモリ	ヒナコウモリ科
哺乳類	オリイコキクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ科
鳥 類	アマミヤマガシ	シギ科
鳥 類	ヘラシギ	シギ科
鳥 類	オーストンオオアカゲラ	キツツキ科
鳥 類	アカヒゲ	ヒタキ科
鳥 類	オオトラツグミ	ツグミ科
鳥 類	クロツラヘラサギ	トキ科
鳥 類	コウノトリ	コウノトリ科
鳥 類	チュウヒ	タカ科
鳥 類	ハヤブサ	ハヤブサ科
爬虫類	オビトカゲモドキ	トカゲモドキ科
両生類	アマミイボイモリ	イモリ科
両生類	アマミシカワガエル	アカガエル科

※特定第二種国内希少野生動植物種

■文化財保護法及び県の同条例で保護されている国・県指定天然記念物

■国指定天然記念物

(令和7年3月現在)

分類	種名(和名)	科名
哺乳類	アマミノクロウサギ	ウサギ科
哺乳類	ケナガネズミ	ネズミ科
哺乳類	トゲネズミ	ネズミ科
鳥 類	オーストンオオアカゲラ	キツツキ科
鳥 類	アカヒゲ	ヒタキ科
鳥 類	オオトラツグミ	ツグミ科
鳥 類	ルリカケス	カラス科
鳥 類	カラスバト	ハト科
甲殻類	オカヤドカリ	オカヤドカリ科

(注) アマミノクロウサギは、国指定特別天然記念物

(注) トゲネズミは、平成18年アマミトゲネズミ、オキナワトゲネズミ、トクノシマトゲネズミの3種にわけられましたが、天然記念物では全種を含めて指定しています。

■奄美大島5市町村及び徳之島3町の希少野生動植物の保護に関する条例で、捕獲・採取等が禁止されている種

(奄美大島5市町村指定53種、徳之島3町指定34種)

分類	種名(和名)	科名	奄美大島 5市町村	徳之島 3町
両生類	アマミハナサキガエル	アカガエル科	○	
魚 類	ヨロイボウスハゼ	ハゼ科	○	
魚 類	ルリボウスハゼ	ハゼ科	○	
鳥 類	シノビドリジョウ	ドジョウ科		○
昆虫類	アマミキンモンフタオタマムシ	タマムシ科	○	
昆虫類	ヒメフチトリゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	○	○
昆虫類	フェリエベニボシカミキリ	カミキリムシ科	○	
昆虫類	ヨツオビハレギカミキリ	カミキリムシ科	○	
昆虫類	アマミマルバネクワガタ	クワガタムシ科	○	○
昆虫類	アマミシカクワガタ	クワガタムシ科	○	○
昆虫類	アマミミヤマクワガタ	クワガタムシ科	○	
昆虫類	ヤマトサビクワガタ	クワガタムシ科		○
昆虫類	マルダイコクコガネ	コガネムシ科	○	○
昆虫類	アマミナガゴミムシ	オサムシ科	○	
貝 類	ネニヤダマシギセル	キセルガイ科	○	
貝 類	ミドリシャミセンガイ	シャミセンガイ科	○	
甲殻類	オカヤドカリ	オカヤドカリ科	○	
甲殻類	ムラサキオカヤドカリ	オカヤドカリ科	○	
甲殻類	ナキオカヤドカリ	オカヤドカリ科	○	
甲殻類	リュウキュウシオマネキ	スナガニ科	○	
甲殻類	ヤエヤマシオマネキ	スナガニ科	○	
甲殻類	ルリマダラシオマネキ	スナガニ科	○	
植 物	サガリラン	ラン科	○	
植 物	アマミカヤラン	ラン科	○	
植 物	ダイサギソウ	ラン科	○	○
植 物	タイワンショウキラン	ラン科	○	○
植 物	ヤクシマネツタイラン	ラン科	○	○
植 物	ナギラン	ラン科	○	○
植 物	チケイラン	ラン科	○	○
植 物	ヒメトケンラン	ラン科	○	○
植 物	アコウネツタイラン	ラン科		○
植 物	オオナギラン	ラン科		○
植 物	トクノシマエビネ	ラン科		○
植 物	ナンバンキンギンソウ	ラン科		○
植 物	オオオサラン	ラン科		○

(令和7年3月現在)

分類	種名(和名)	科名
両生類	オットンガエル	アカガエル科
昆虫類	フチトリゲンゴロウ	ゲンゴロウ科
昆虫類	ヒメフチトリゲンゴロウ(※)	ゲンゴロウ科
昆虫類	オキナウスジゲンゴロウ(※)	ゲンゴロウ科
昆虫類	ウケジママルバネクワガタ	クワガタムシ科
昆虫類	ハネナガチョウトンボ	トンボ科
昆虫類	リュウキュウヒメミズスマシ	ミズスマシ科
陸産貝類	トクノシマビロウドマイマイ	ナンバンマイマイ科
陸産貝類	トクネニヤダマシギセル	キセルガイ科
植 物	アマミデンダ	オシダ科
植 物	ヤドリコケモモ	ツツジ科
植 物	ココメキノエラン	ラン科
植 物	ヒメシラヒゲラン	ラン科
植 物	ウスイロホウビシダ	チャセンシダ科
植 物	コモチナナバケシダ	ナナバケシダ科
植 物	トクノシマテンナンショウ	サトイモ科
植 物	タイワンアマクサシダ	イノモトソウ科
植 物	オオバシラン	イノモトソウ科
植 物	アマミチャルメルソウ	ユキノシタ科
植 物	ヒメタツナミソウ	シソ科

■県指定天然記念物

(令和7年3月現在)

分類	種名(和名)	科名
爬虫類	オビトカゲモドキ	トカゲモドキ科
両生類	イボイモリ	イモリ科
両生類	アマミシカワガエル	アカガエル科
両生類	オットンガエル	アカガエル科
両生類	アマミハナサキガエル	アカガエル科
甲殻類	サキシマヌマエビ	ヌマエビ科
植 物	ウケユリ(諸島のウケユリ自生地)	ユリ科

(注) イボイモリは、令和4年アマミイボイモリ、オキナワイボイモリの2種にわけられましたが、天然記念物では全種を含めて指定しています。

(令和7年3月現在)

分類	種名(和名)	科名	奄美大島 5市町村	徳之島 3町
植 物	トリガミネカンアオイ	ウマノスズクサ科	○	
植 物	グスクカンアオイ	ウマノスズクサ科	○	
植 物	カケロマカンアオイ	ウマノスズクサ科	○	
植 物	フジノカンアオイ	ウマノスズクサ科	○	
植 物	オオバカンアオイ	ウマノスズクサ科	○	○
植 物	ナゼカンアオイ	ウマノスズクサ科	○	
植 物	アサトカンアオイ	ウマノスズクサ科	○	
植 物	タニムラカンアオイ	ウマノスズクサ科		○
植 物	トクノシマカンアオイ	ウマノスズクサ科		○
植 物	リュウキュウヒモラン	ヒカゲノカズラ科	○	○
植 物	ヨウラクヒバ	ヒカゲノカズラ科	○	
植 物	リュウキュウスズカケ	オオバコ科	○	
植 物	ハマトラノオ	オオバコ科	○	○
植 物	アマミアオネカズラ	ウラボシ科	○	○
植 物	アマミイワウチワ	イワウメ科	○	
植 物	アマミテンナンショウ	サトイモ科	○	○
植 物	オオアマミテンナンショウ	サトイモ科		○
植 物	ハマジンチョウ	ゴマノハグサ科	○	
植 物	モダマ	マメ科	○	
植 物	アマミクサアジサイ	アジサイ科	○	
植 物	アマミスミレ	スミレ科	○	
植 物	コショウジョウバカマ	シュロソウ科	○	○
植 物	オオシロショウジョウバカマ	シュロソウ科		○
植 物	アマミアワコケ	アカネ科	○	
植 物	ヒメミヤマコナスビ	サクラソウ科	○	
植 物	アマミカタバミ	カタバミ科	○	
植 物	アツイタ	ツルキジノオ科	○	○
植 物	アマミナツトウダイ	トウダイグサ科	○	
植 物	アマミマツバボタン	スベリヒユ科	○	○
植 物	ワラビツナギ	ナナバケシダ科		○
植 物	ヒメスイカズラ	スイカズラ科		○
植 物	ホウザンツツラフジ	ツツラフジ科		○
植 物	コブラン	ハナヤスリ科		○
植 物	ムシャシダ	メシダ科		○
計			53	34

